

暗号資産取引説明書（契約締結前交付書面）

新旧対照表

新	旧
<p>I. 本取引のリスク等重要事項について ～ III. 本取引の概要 (省略)</p> <p>IV. 本取引の流れ</p> <p>1. 口座開設</p> <p>当社の暗号資産取引サービスをご利用いただくには、当社にて、本取引に先立ち、口座（以下、「本口座」といいます。）を開設いただく必要があります。本口座開設のお申し込みは、当社ウェブサイトにてお受けいたします。</p> <p>※ 本口座の開設方法につきましては、当社ウェブサイトにて別途ご確認ください。</p> <p>※ 本口座開設には、当社所定の基準に基づき審査を実施いたします。本口座開設の可否につきましては、必ずしもお客様のご意向に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、本口座開設の可否判断に関する理由等、当社の審査に関するお問い合わせにつきましては、一切お答えすることができませんので、併せてご了承ください。</p> <p>※ <u>現在、取扱暗号資産の出庫先のウォレットアドレスが当社所定の「業者名称」リストに表示されない暗号資産交換業者が管理するウォレットアドレスである場合、当社は当該ウォレットアドレスへの出庫をお受けすることができません。詳細は後記「V. 8. (2) ウ. 暗号資産の出庫について」をご参照ください。</u></p> <p>2. 取引依頼 ～ 8. 出金又は出庫</p>	<p>I. 本取引のリスク等重要事項について (省略)</p> <p>IV. 本取引の流れ</p> <p>1. 口座開設</p> <p>当社の暗号資産取引サービスをご利用いただくには、当社にて、本取引に先立ち、口座（以下、「本口座」といいます。）を開設いただく必要があります。本口座開設のお申し込みは、当社ウェブサイトにてお受けいたします。</p> <p>※ 本口座の開設方法につきましては、当社ウェブサイトにて別途ご確認ください。</p> <p>※ 本口座開設には、当社所定の基準に基づき審査を実施いたします。本口座開設の可否につきましては、必ずしもお客様のご意向に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、本口座開設の可否判断に関する理由等、当社の審査に関するお問い合わせにつきましては、一切お答えすることができませんので、併せてご了承ください。</p> <p>(追加)</p> <p>2. 取引依頼 ～ 8. 出金又は出庫</p>

(省略)

## V. 本取引の方法

### 1. 注文方法 ～ 7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託）

(省略)

### 8. 金銭の出金／暗号資産の出庫

#### (1) 金銭の出金

(省略)

#### (2) 暗号資産の出庫

当社は、お客様に対し、次の①から③に係る取扱暗号資産の数量を、当社所定の方法によりお客様が送付先として指定するウォレットアドレスに送付する方法により引き渡すものとします(以下、当該引渡しを「出庫」といいます。)。なお、当該出庫に係る手数料は当社の負担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、買付代金額に相当する取扱暗号資産の数量
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、預託した取扱暗号資産の数量から暗号資産の売付に相当する取扱暗号資産の数量を控除した残数量があるときは、当該残数量
- ③ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合、預託した取扱暗号資産の数量

#### ア お客様による情報提供について

お客様は、上記①から③の暗号資産の出庫に先立ち、当該暗号資産を受け取る者（以下、「受取人」といいます。）に係る情報として、以下の

(省略)

## V. 本取引の方法

### 1. 注文方法 ～ 7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託）

(省略)

### 8. 金銭の出金／暗号資産の出庫

#### (1) 金銭の出金

(省略)

#### (2) 暗号資産の出庫

当社は、お客様に対し、次の①から③に係る取扱暗号資産の数量を、当社所定の方法によりお客様が送付先として指定するウォレットアドレスに送付する方法により引き渡すものとします(以下、当該引渡しを「出庫」といいます。)。なお、当該出庫に係る手数料は当社の負担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、買付代金額に相当する取扱暗号資産の数量
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、預託した取扱暗号資産の数量から暗号資産の売付に相当する取扱暗号資産の数量を控除した残数量があるときは、当該残数量
- ③ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合、預託した取扱暗号資産の数量

(追加)

お客様は、上記①から③の暗号資産の出庫に先立ち、当該暗号資産を受け取る者（以下、「受取人」といいます。）に係る情報として、以下の

情報を My ページ内の「出庫先アドレス登録」画面から登録する方法により、当社にご提供いただく必要があります。以下の情報をご提供いただけない場合、又はこれらの情報に不備若しくは虚偽等がある等その正確性に疑義があると当社が合理的に判断する場合には、当社は上記暗号資産の出庫を行わないものとします。

(ア) 暗号資産の移転先（送付先）のウォレットアドレス（以下、登録後の当該ウォレットアドレスを「登録ウォレットアドレス」といいます。）

(イ) 受取人がお客様本人か否か、お客様本人でない場合は受取人の氏名及び住所（お客様が法人の場合はその名称及び所在地）

(ウ) (a) 上記アが国内暗号資産交換業者又は規制対象外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第2条第17項に規定する外国暗号資産交換業者であって、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第17条の3で定められる国又は地域に所在する者ものを除きます。国内暗号資産交換業者及び外国暗号資産交換業者を合わせて、以下、「暗号資産交換業者等」といいます。）の管理するウォレットアドレスである場合には、当該暗号資産交換業者等の名称

(b) 上記アが規制対象外国暗号資産交換業者に該当しない外国所在事業者（受取人のために暗号資産の送付を受ける外国に所在する事業者全てを含み、外国所在暗号資産取引業者（外国に所在して業として暗号資産交換業に係る取引を行う者をいいます。）に限らないものとします。）の管理するアドレスである場合、当該外国所在事業者の名称

(エ) 暗号資産の移転（送付）の目的

イ 当社による情報の通知について

情報を My ページ内の「出庫先アドレス登録」画面から登録する方法により、当社にご提供いただく必要があります。以下の情報をご提供いただけない場合、当社は上記暗号資産の出庫を行うことができません。

ア. 暗号資産の移転先（送付先）のウォレットアドレス（以下、登録後の当該ウォレットアドレスを「登録ウォレットアドレス」といいます。）

イ. 受取人がお客様本人か否か、お客様本人でない場合は受取人の氏名及び住所（お客様が法人の場合はその名称及び所在地）

ウ. 上記アが暗号資産交換業者等の管理するウォレットアドレスである場合には、当該暗号資産交換業者等の名称

エ. 暗号資産の移転（送付）の目的

(追加)

また、暗号資産の移転先（送付先）が暗号資産交換業者等の管理するウォレットアドレスである場合、当社は、上記①から③の暗号資産の出庫に先立ち、当該暗号資産交換業者等に対し、次の事項を通知します。

(ア) お客様の氏名（法人の場合は名称）

(イ) お客様のウォレットアドレス

(ウ) お客様の住所（法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）又は顧客識別番号

(エ) 受取人の氏名（法人の場合は名称）

(オ) 登録ウォレットアドレス

#### ウ 暗号資産の出庫について

上記暗号資産は、合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、原則として、上記①②については約定日から翌営業日以内、上記③については注文指示を行わない旨の意思表示が当社に到達した日から翌営業日以内に、それぞれ登録ウォレットアドレスへ出庫されるものとします。

※ 登録ウォレットアドレスに誤りがある場合、当該ウォレットアドレスへ上記取扱暗号資産を出庫したことにより、当該取扱暗号資産が失われる可能性があります。その場合、当該取扱暗号資産を取り戻すことができないことがあります。

※ 登録ウォレットアドレスが、暗号資産交換業者等の管理するウォレットアドレスとなる場合で、当社が採用している通知システムと相互接続性のない通知システムを採用している暗号資産交換業者等（My ページよりウォレットアドレスを登録する際、「業者名称」リストに表示されない暗号資産交換業者）の場合には、当該取扱暗号資産の出庫を行うことができません。

（追加）

上記暗号資産は、合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、原則として、上記①②については約定日から翌営業日以内、上記③については注文指示を行わない旨の意思表示が当社に到達した日から翌営業日以内に、それぞれ登録ウォレットアドレスへ出庫されるものとします。

※ 登録ウォレットアドレスに誤りがある場合、当該ウォレットアドレスへ上記取扱暗号資産を出庫したことにより、当該取扱暗号資産が失われる可能性があります。その場合、当該取扱暗号資産を取り戻すことができないことがあります。

（追加）

※ 登録ウォレットアドレスが、暗号資産交換業者等の管理するウォレットアドレスとなる場合、当該暗号資産交換業者等に通知が完了するまでは、当該取扱暗号資産の出庫処理を実施することができず、出庫完了までにお時間を要する可能性があります。

※ 当社は、上記アにおいて取得した情報に照らし、当該取扱暗号資産の出庫に係るリスクを評価するものとし、当該リスクに応じて当該取扱暗号資産の出庫の拒絶、お客様に対する当社が追加で必要と認める情報提供の依頼その他当社が合理的に必要と認める措置を講じる可能性があります。

#### 9. 本取引の一時中断 ～ 19. 苦情及び紛争の相談窓口

(省略)

2021年9月13日 制定  
2021年10月25日 改定  
2022年3月31日 改定  
2022年9月30日 改定  
2022年10月31日 改定  
2022年12月19日 改定  
2023年2月1日 改定  
2023年3月1日 改定  
2023年6月1日 改定  
2023年6月19日 改定

(追加)

(追加)

#### 9. 本取引の一時中断 ～ 19. 苦情及び紛争の相談窓口

(省略)

2021年9月13日 制定  
2021年10月25日 改定  
2022年3月31日 改定  
2022年9月30日 改定  
2022年10月31日 改定  
2022年12月19日 改定  
2023年2月1日 改定  
2023年3月1日 改定  
2023年6月1日 改定